

「環境情報戦略」(素案)

1 環境分野における情報の整備に関する現状

環境分野における情報の整備については、行政資料や各種ガイドライン等による情報提供を行ってきたほか、インターネットを活用し様々な情報を公表してきたが、現在、下記のような課題が指摘されている。

(1) 情報の収集、整理に関する現状

- ・情報の収集、整理が、個別事業や組織単位ごとにバラバラに行われており、事業や組織を超えた政策課題ごとの情報整理が体系的かつ計画的になされていない。
- ・環境と経済社会との関係を示す情報が不十分である。
- ・情報が経時的に整理、蓄積されていない。
- ・情報の効率的な収集、整理に関する IT の利用が不十分である。

(2) 情報の提供に関する現状

- ・環境に関する情報量が爆発的に増加する中で、情報利用者（政策立案者、投資家、教育関係者、一般国民等）のニーズに合わせた情報提供がなされておらず、必要とする情報を得がたい状態にある。
- ・課題単位や、政策単位でまとまった情報を得にくい。
- ・古紙パルプ配合率の偽装などにより提供情報に対する信頼がゆらいでいる。
- ・海外に対する情報発信が遅れている。また、バラバラに行われている。
- ・情報の提供に当たっての IT の利用が不十分である。

2 本戦略が目指す環境情報のあるべき姿・仕組

本戦略においては、下記により情報立脚型の合理的な環境行政が実現されるとともに、環境情報をだれでも容易に入手できることにより国民の持続可能なライフスタイルや環境問題への取組、環境政策への参加をより一層促進する社会の実現を目指すこととする。そのためには、環境問題が起きる構造が見えるように「環境への負荷等の駆動力(driving force)」、「状態(state)」、「社会的対策(response)」といった一連の流れ(DSR)を意識した情報提供が必要である。

- ① 持続可能な社会の構築を目指す政策に必要な情報が、適切な範囲で、優先度に従い、的確に整備されている。そのために、情報の収集、整理、提供、保存が一体的に行われ、情報の利用状況に対応した仕組みの改善

も含め、PDCA サイクルが確立されている。

- ② 各情報利用者が判断の材料とできるよう DSR モデルに準拠し、かつ、利用者にとって信頼性の高い情報が提供されている。
- ③ 各情報利用者のニーズを意識した情報提供が行われることにより、必要とする環境情報が容易に得られるようになっている。
- ④ 情報の収集、整理、提供、保存の各段階で汎用性のある IT を徹底的に活用し、多くの情報提供者、情報利用者が利用しやすい環境が整っている。
- ⑤ 国内はもとより、諸外国への情報発信が体系的に行われ、環境分野の国際連携も進んでいる。

3 本戦略の目的

- (1) 環境省ホームページを我が国の環境行政の情報基盤とする。
- (2) 関係府省や地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）、関係団体（以下「関係府省等」という）が連携した情報基盤を構築する。
- (3) 環境行政の情報基盤となる環境省ホームページについて、政策課題別、利用主体別のニーズに応じた情報内容の拡充と機能の強化を図る。
- (4) 当面、環境情報の内容としては経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動の各側面を統合的に捉える統合的アプローチの観点に立った整備が重要であり、例えば、環境と経済社会活動との関係に関する情報や、国民生活、経済活動の基盤である国土の自然環境を長期的にモニタリングする体制を強化する。
- (5) 海外からのニーズに応じ情報を提供し、例えば中国、韓国及び東南アジア地域の人々に過去の公害克服の経験などの情報が活用されるようにする。
- (6) 提供情報の信頼性及び正確性の確保、並びに収集から保存までの情報の流れを円滑化する。

4 本戦略の基本的枠組

(1) 本戦略が対象とする情報利用者

国内外の政府機関、研究機関、地方公共団体、投資家、企業、NPO/NGO、市民等

(2) 本戦略が想定する情報提供者

主に政府機関、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く。）を情報提供者と想定している。

上記のほか、NPO、事業者（団体）等が行政と連携して情報提供を行いたいと考える場合の連携のあり方については、更に検討を行っていく。

(3) 本戦略が前提とする情報の種類

- ・ 環境の状況についての情報及び環境の状況に関する統計や研究の情報
- ・ 環境に影響を与えることとなる経済社会動向等に係る統計や研究の情報
- ・ 政府機関・地方公共団体等の環境行政に関する情報（DSR モデルに基づく OECD コアセット指標の体系等を意識した情報）
- ・ 企業・団体等の環境保全活動に関する情報
- ・ 企業・投資家等の設備投資、環境投資又は生産活動に関する情報
- ・ 教員等の環境教育の実施等に資する情報
- ・ 市民の環境保全活動や消費活動に資する情報

(4) 本戦略が想定する情報の使われ方の例

- ・ 国内外の政府機関、地方公共団体、研究機関等：政策立案、研究等の基礎データとして利用
- ・ 国内外の企業、団体等：企業、団体等が環境保全活動や環境アセスメント等を行う際に、政府や地方公共団体の環境施策に関する情報、環境統計や研究に関する情報、他団体の活動に関する情報を利用
- ・ 国内外の企業、投資家等：設備投資、環境投資又は原材料の購入等の選択に当たって、環境負荷に考慮するために必要な情報を利用
- ・ 国内外の教員等：環境教育の実施等に際して、教材のデータとできる情報を利用
- ・ 国内外の市民：日常の商品選択、環境保全活動の実施等に際して、判断の材料を得るために情報を利用

5 当面優先して取り組む施策

3に記したような目的を踏まえ、施策の実現性等を勘案し、当面優先して取り組む施策の内容は下記のとおりとする。

(1) 政策立案及び実施に必要な情報の収集、整理、提供、保存

<当面取り組む課題>

① 我が国における環境行政に関する基本的な政策情報サイトの構築

- ・ 平成〇〇年度から環境省において、省のホームページ上に、例えば我が国における持続可能な社会、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る政策の概要、背景、経緯なども示した上で、関連情報を統一的に提供するサイト構築の検討を開始する。平成〇〇年度中に計画的に整備を進める。
- ・ また、環境省において、環境省と関係府省、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンク

を緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（源）がわかるような仕組みの構築を進める。

② 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化

- ・ 平成〇〇年度に、環境省において、世界に貢献する環境経済政策の研究を実施できる体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。また、環境省及び関係府省は、「公的な統計の整備に関する基本的な計画について」（平成20年〇〇月統計委員会答申）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。

③ 国土の自然環境に関する情報提供の強化

- ・ 環境省において、自然環境保全基礎調査を一層推進し、生物多様性・生態系に係るデータをさらに充実させる。また、関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。さらに、生物多様性の状況を経年的に把握するため、その指標となるデータを開発するとともに、関係府省が連携し、衛星データなども活用しながら、生物多様性の総合評価を行うなどの取組を進める。

④ 情報アーカイブの構築

- ・ 我が国の政策作りや過去の公害克服経験を内外の政策立案者へ発信すること等に資するよう環境省ホームページ上に情報アーカイブを構築する。このため、環境省において、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。平成〇〇年度までに情報アーカイブを構築するための検討を実施する。平成〇〇年度頃を目処に、保存情報の検索、利用サービスを開始する。また、同アーカイブにおいて、内外の環境情報に係るサイトとのリンクなどを通じ、環境情報の保存と提供についてのポータルサイトを構築する。その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も実施する。

<検討課題>

⑤ 環境政策に関する基本的情報の統一的な情報サイトの構築

- ・ 環境省において省のホームページ内のサイトを整理しながら上記①の取組を拡充し、他の政策課題についても同様に課題別のサイトの体系を構築する。

⑥ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築

- ・ 環境省及び関係府省は連携し、地球観測等をベースとした情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。また、環境省及び関係省庁は連携し、国境を越える環境汚染等の環境問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワ

ークの構築を目指す。その前提として環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を検討する。

- ⑦ 環境情報の収集、共有に関するプラットフォームの構築
 - ・ 環境省において、本戦略の推進に係る環境省と関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。環境省と関係府省及び地方公共団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく取組を実施する。
- ⑧ ITの活用による環境情報の収集
 - ・ 環境省において、ITの開発普及状況を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報の検索や収集の仕組みの強化について検討する。環境省を始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性などに配慮しつつ、導入の可否、適否についての検討、実施を促進する。

(2) 様々な主体のニーズに対応した情報の収集、整理、提供、保存

<当面取り組む課題>

- ① ワンストップで情報（源）が分かるようなページの構築
 - ・ 環境省において、省ホームページから他団体の関連ページへ張るリンクを緊密にする方法を検討し、ワンストップで情報（源）が分かるようなページの構築を図る。
- ② 海外に対する情報発信の強化
 - ・ 環境省のホームページや(1) <当面取り組む課題>④に記載した情報アーカイブにおける海外向けの情報サイトを通じ、海外に向けて、我が国の公害克服経験や企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。
- ③ 最新のITの活用による情報提供の展開
 - ・ 環境省及び関係府省において、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化を図るため、最新のITを積極的に活用する。また、新たな検索技術等と地図情報との連携やGISの利用可能性の向上等について、環境省で必要な調査を実施、その成果の活用を図る。

<検討課題>

- ④ 利用主体別のニーズに応じた情報提供
 - ・ 環境省において、省のホームページ内のサイトに関する一般利用者からの意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの要不要を検討する。

- ⑤ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
 - ・ 環境省では、情報収集の計画段階において、当該情報を必要とするグループや用途を踏まえ、適切な内容と提供方法とする検討を行うための検討項目のリスト化を行い、それを政府全体に普及させることを検討する。
- ⑥ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
 - ・ 環境情報の信頼性、正確性を確保するため、環境省においてグリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。また、情報の収集に当たり、標準的フォーマットによるデータ及びメタデータ（作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む）の整備を行い、提供、保存を図ることを通じ、データ相互間における信頼性などの比較検討を可能とする。
 - ・ このため、環境省においてデータ及びメタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ることを検討する。これらのフォーマットの作成に当たっては、必要に応じ、関連する専門家の意見を聞くこととする。
- ⑦ 効果的な情報提供のあり方についての検討
 - ・ 環境省において、個々の情報が有する意味の関連性を活かした手法など効果的な情報提供のあり方についての検討を引き続き実施する。
 - ・ また、環境省は、商品流通の現場などにおける IT 利用について、見える化に係る施策の進展の中で検討する。
- ⑧ 環境情報の提供に関するプラットフォームの構築
 - ・ 環境省において、本戦略の推進に係る環境省と関係団体との会議の設置等を検討する。関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく取組を実施する。

6 本戦略の進行管理

- ① 本戦略に基づく施策の進行管理
 - ・ 環境省は、本戦略に基づき、環境省及び関係府省が当面取り組む課題に係るものの進行管理に必要な調査を各取組の担当課室と協力し、平成〇〇年度から概ね隔年で実施する。
 - ・ 上記の結果を踏まえ、環境省は、本戦略に基づく取組の見直しに反映させることとする。
- ② 環境情報の利用ニーズ等の定期的把握及び戦略への反映
 - ・ 環境省において、環境情報利用に関する利用主体別の意識調査を定期的に行うとともに、本戦略に基づく取組についての意見聴取を行い、①による進行管理に係る調査結果を踏まえた本戦略の見直しなどに反映させることとする。